

# 塩山中学校・塩山北中学校 統合だより

令和6年1月22日発行  
【塩山北中学区・特別版】  
編集・発行  
甲州市教育委員会  
教育総務課

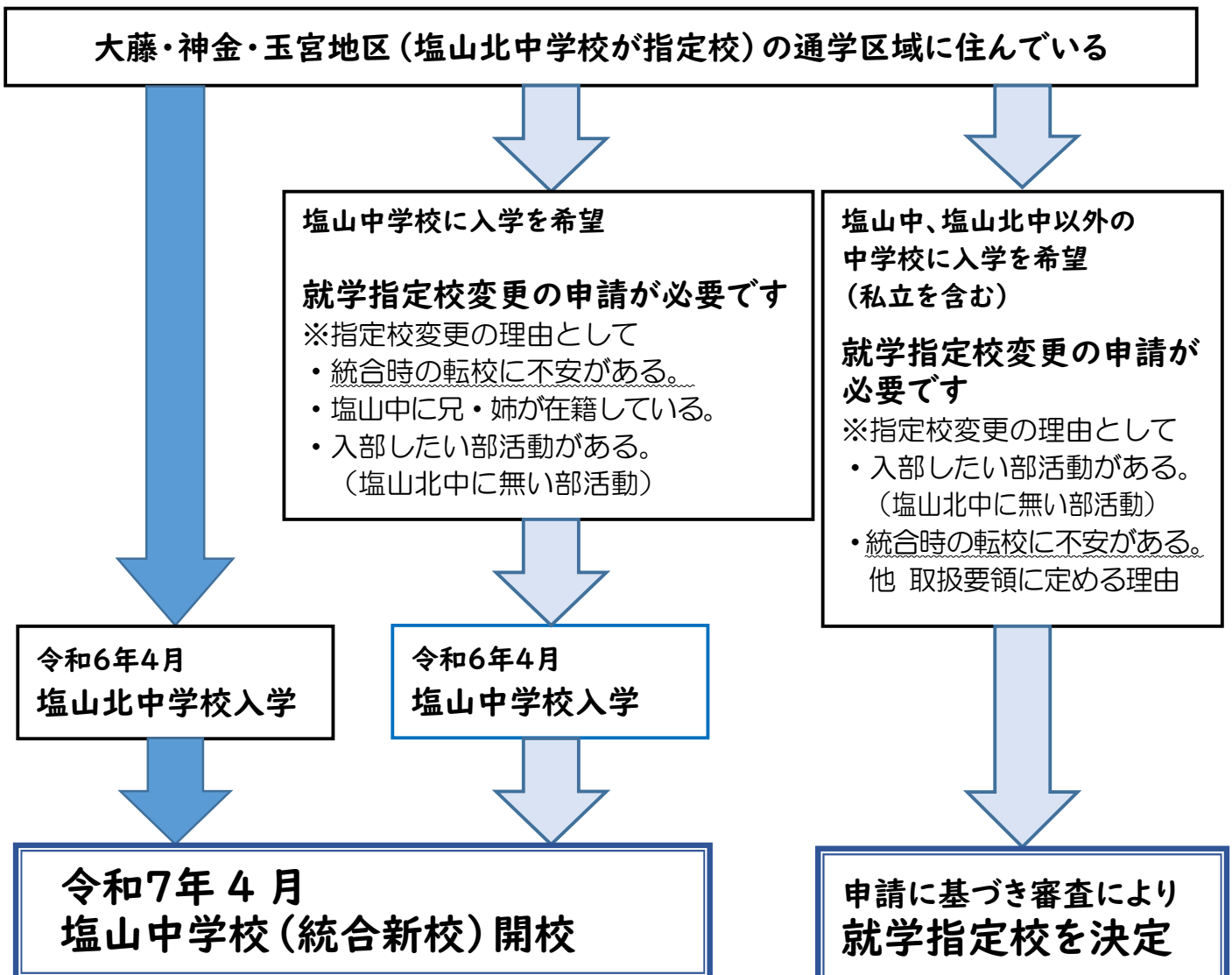
このたよりは、塩山中学校と塩山北中学校の統合についての協議の状況等を保護者の皆様にお知らせするため、随時、発行しています。

## 中学校統合までの間の入学等対応策 フローチャート【令和6年度版】

大藤小、神金小、玉宮小の6学年児童の保護者の皆様から、来年度の中学校進学について、お問い合わせをいただきましたので、お知らせします。

現在、大藤・神金・玉宮地区に居住する(住所を有する)児童は、『塩山北中学校』が就学指定校となります。塩山北中学校への進学は、手続きはありませんが、塩山北中学校以外の中学校へ進学を希望する場合は、就学指定校の変更手続きが必要となります。

また、大藤、神金、玉宮地区以外に居住する(住所を有する)児童は、現住所により就学指定校が指定されます。指定校を変更して大藤小、神金小、玉宮小に通学している児童が、塩山北中学校に進学する場合には、新たに就学指定校の変更の申請が必要となります。



大藤・神金・玉宮地区以外の通学区域に住んでいる。  
(就学指定校変更手続きを行い、大藤小・神金小・玉宮小に通学している。)



お住いの地区(住所地)に基づき、就学指定校が指定されます。  
⇒塩山北中学校に進学希望の場合は、新たに就学指定校変更の手続きが必要です。

## 中学校進学と統合についてのよくある質問と回答

問：制服等の学校指定品購入補助の対象生徒は、塩山北中学校の生徒のみとなりますか。

答：令和7年3月に塩山北中学校在籍の生徒（令和7年4月から塩山中に通う生徒）の保護者が対象となります。補助品目等は、塩山北中生徒保護者の要望等確認し、これから決定します。

問：来年度塩山中学校に進学する生徒も令和7年4月からのスクールバスは利用できますか。

答：利用できます。なお、スクールバスは令和7年度運行開始予定で来年度はありません。

問：来年度塩山北中学校入学生徒の令和7年4月中学校統合について

答：来年度塩山北中学校に入学する生徒は、令和7年4月には、自動的に塩山中学校（統合新校）の生徒となります。保護者による就学校変更の手続き等はありません。

問：令和7年4月中学校統合に向けた塩山中学校と塩山北中学校の交流活動について

答：統合に向けた交流活動として、部活動の合同練習、陸上記録会や学びの集会、1学年スキー教室などを本年度から合同で実施しており、統合時まで継続的に取り組む計画です。

また、統合の不安解消のための取り組み、学校指定品購入補助やスクールバスの運行に向けた準備などは、引き続き、塩山中学校及び塩山北中学校統合準備委員会等で協議を行い、その都度、「塩山中学校・塩山北中学校統合だより」等を通じてお知らせいたします。

問：「中学校統合」を理由とした指定校の変更について

答：「中学校統合：中学校統合時の転校に不安がある場合」を理由とした指定校の変更申請は、中学校入学時を対象としています。中学校入学後の令和7年4月時点で「中学校統合」を理由とした指定校の変更は認められませんのでご注意ください。

問：指定校変更で「塩山北中学校」に進学した場合の令和7年4月以降の指定校について

答：大藤、神金、玉宮地区以外から「塩山北中学校」に進学する場合、統合後は、「塩山中学校」が就学指定校となり、令和7年4月時点での塩山中学校以外への転校は原則認められません。

問い合わせ先 甲州市教育委員会 教育総務課 電話 0553-32-1412(課直通)